

基本的な考え方①：“盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

盆地景を基本とする自然景観の保全とともに、緑景・水景等の自然的景観の連なりを基調とし、積極的な緑化等により、自然と共生する都市環境を創出することを基本とする。

基本方針に紐づく取組

従前

H19

H19以降

地区制度による保全				個別指定制度による保全		
・風致地区 ・歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区				・自然風景保全地区 ・近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区 等		
柱１：高さ規制	柱２：デザイン基準	柱３：眺望景観・借景	柱４：屋外広告物	柱５：歴史的町並み	・ ・ ・	・ ・ ・
【概要】 商業・業務の中心地区である都心部の建築物について一定の高さを認め、この都心部から三方の山裾に行くに従って、次第に高さの最高限度を低減させることを基本とすることで、盆地形の都市構造を保全する。 【取組状況】 ・市街地の高さ制限の強化 ・世界遺産周辺等の風致地区で高さ制限の強化	【概要】 地域特性に応じて、緑景、水景等の自然景観と調和するデザインを誘導する。 【取組状況】 ・山ろく型美観地区、山並み背景型美観地区等の設定（自然景観と調和する色彩、前面空地に門・塀・生垣等を設置） ・山麓部の世界遺産等周辺で風致地区を拡大 ・風致保全緑地の設置要件の強化	【概要】 眺望景観・借景の保全・創出により、自然・歴史的な景観を保全・創出する。 【取組状況】 ・「水辺の眺め」「山並みへの眺め」に対する眺望景観保全地域の指定	【概要】 新景観政策による建築物の高さ規制及びデザイン規制の見直しと整合性の取れた屋外広告物規制への見直し 【取組状況】 ・新景観政策に応じた屋外広告物の規制地域と基準を設定 ・歴史遺産等周辺を新たに規制地域として指定し屋外広告物規制を強化 ・屋上屋外広告物の全面禁止			
市民とともに創造する景観づくり	進化するデザイン基準	優れた建築計画の誘導	京町家の保全・継承	歴史的景観保全の充実	地域ビジョンによる景観形成	夜間景観づくりの推進
	【概要】 デザイナー会議等で得られた知見を活かし、デザイン基準を進化させることで自然と共生する景観形成を図る。 【取組状況】 ・岸辺の景観特性に応じた基準の充実 ・幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直し	【概要】 設計早期の段階で景観アドバイザーを交えた協議を実施することにより、創造的で優れた計画を誘導する。 【取組状況】 ・優良デザイン促進制度の創設		【概要】 世界遺産等をはじめとする寺社等とその周辺の景観を保全する取組の実施。 【取組状況】 ・寺社及び参道等において視点場の追加指定 ・寺社等の視点場に近接するエリアにて事前協議制度を創設 ・「歴史的資産周辺プロファイル」の作成・公開		

＜景観の捉え方＞

・京都の景観を「ランドスケープ」として捉え、自然環境（地形、水系、植生など）を含めて多層的に捉えることが重要。

・今後は緑の量だけでなく、質的な充実も図る政策が求められる。加えて、気候変動への対応といった視点や、生物多様性、防災減災との連携といった観点も重要

・自然基盤や人々の活動を含めた文化的景観の概念をもって捉えていく視点が必要。

・景観を評価する際には、物理的な見え方だけでなく、住民の心理的評価や内面化されて生じる意味、すなわち「風景」の概念など多角的な視点が必要。

・大きな階層での評価だけでなく、人間による評価との折り合いも重要。

主な関連する計画等

京都市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、市町村が、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総称的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本

令和8年4月に「京都市みどりの基本計画2026」を策定（記載内容は策定前のもの）

＜方針＞※梗討中の内容

- ①多様ないのちに寄り添い、持続可能なまちをめざす
- ②絆と文化をみどりで紡ぎ、豊かで安心なくらしをはぐくむ
- ③みどりとひとの輪を広げ、 後世に庭園文化都市をつなぐ

＜第6回緑の基本計画検討部会（2025.7.22開催）資料から抜粋＞

京都市生物多様性プラン

「生物多様性の保全と持続可能な利用」の具体的な方策を示し、あらゆる主体が行動できる指針となるよう策定。

生物多様性の保全や利用と相互に関連する、農林業・防災・減災政策（令和8年3月に一部改訂）
（記載内容は改訂前のもの）

現在、計画改定（中間見直し）に向けて検討中。

＜2030年度までの目標＞

- ①京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る
- ②生息・生育地と種の多様性を保全・回復する
- ③生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る
- ④社会変革に向けた仕組みを構築する

京都市地球温暖化対策計画

「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」と生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会を実現するために策定した、今後10年間の具体的な地球温暖化対策の実行計画。

現在、令和8年3月に一部改訂して検討中。

<2>（記載内容は改訂前のもの）

自然との共生の中で育んできた生活文化や知恵、新たな技術や知恵を融合し、脱炭素が生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」

【緩和策】
ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの転換と吸収源対策の推進

【適応策】
市民生活、事業活動への適応の取組の浸透と気候
変動に適応するまちづくりの推進

京都市水共生プラン

治水問題や水循環系の変化など、京都市の水を取り巻く諸問題に対応するべく、市民、事業者、行政等が連携し、以下の５つの基本方針に従い各種取組を展開していく。

<基本方針>

- ①流域全体を見据えた治水対策
- ②良好な水環境の実現
- ③健全な水循環系の回復
- ④ゆたかな水文化の創造
- ⑤雨水の利用

京都市都市計画マスタープラン

京都市基本構想に示す京都の将来像を都市計画の観点から肉付けし、長期的な視点に立った都市づくりの将来像ビジョンを明確化するもので、都市づくりを進めるためのための指針。

現計画の計画期間が令和7年までとなっているため、次期計画の策定に向け検討中。

＜全体構想 目標とする都市の姿＞

【環境】地球環境への負荷が少ない都市

【経済】 活力ある都市

【生活】誰もが快適に暮らすことのできる都市

【文化】歴史や文化を継承し創造的に活用する都市

【安心・安全】 安心で安全な都市

＜地域まちづくり構想＞

各地域の多様な主体により検討した地域の将来像とまちづくりの方針について、都市計画マスタープランに位置付けるもの。
(18地区で策定・R7.8現在)

施策展開状況の点検の視点

豊かな自然的景観、歴史的景観が守られているか。